

目 次

第1号（3月28日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第40号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）	3
議案第41号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	3
議案第42号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第5号）	3
議案第43号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	3
議案第44号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）	3
議案第45号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）	3
議案第46号 財産の取得について	12
閉 会	14
署 名	15

令和7年 第2回 錦 町 議 会 臨 時 会 議 録					
招 集 年 月 日		令和7年 3月28日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	令和7年 3月28日		午前10時00分
		閉 会	令和7年 3月28日		午前10時57分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 12名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 0名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例		3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	〃 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
出 出席					
欠 欠席					
公 欠 公務欠席					
会 議 録 署 名 議 員		1	谷 口 一 也	2	丸小野 聖 一
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	保 險 政 策 課 長	吉 田 誠 二	地 域 整 備 課 長	上 野 陽 一
副 町 長	深 水 英 雄	健 康 増 進 課 長	吉 田 誠 二	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	蓑 田 俊 哉		
総 務 課 長	有 瀬 耕 二	企 画 観 光 課 長	岩 尾 和 文		
住 民 福 祉 課 長	山 園 琢 磨	農 林 振 興 課 長	東 貴 志		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第40号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）
 - 日程第4 議案第41号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第42号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第6 議案第43号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第44号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第45号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）
 - 日程第9 議案第46号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第40号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）
 - 日程第4 議案第41号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第42号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第6 議案第43号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第44号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第45号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）
 - 日程第9 議案第46号 財産の取得について
-

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、1番、谷口一也議員、2番、丸小野聖一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第40号令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）から日程第8、議案第45号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。令和7年第2回錦町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に御出席をいただきました。ありがとうございます。それにしましても、昨日の雨、そして雷には大変驚かされたところでございます。これから先、災害のない、安定した気候であってほしいと願うところでございます。

それでは、議案第40号令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）、議案第41号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第42号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第43号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第44号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）、議案第45号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）、以上6議案につきましては、令和6年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,991万2,000円を追加し、予算の総額を71億5,542万3,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、財政調整基金への積立てほか、町税の還付金、地域介護・福祉空間整備事業補助金、各種事業の確定に伴う事業費を減額する案件と繰越明許費、地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万6,000円を減額し、予算の総額を13億4,311万1,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,096万4,000円を減額し、予算の総額を13億1,857万1,000円とする案件でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ338万5,000円を減額し、予算の総額を1億6,720万9,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を339万9,000円、支出を255万7,000円それぞれ減額し、資本的収入及び支出の補正で収入を740万円、支出を824万2,000円それぞれ減額する案件ほか企業債の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を84万円、支出を44万円それぞれ減額し、資本的収入及び支出の補正で収入を61万2,000円、支出を101万2,000円それぞれ減額する案件ほか他会計からの補助金の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづり 8 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費補正ですが、翌年度に繰越し予定の事業で、追加が 2 件です。

事業名、翌年度繰越額の順に読み上げて説明をいたします。

まず、地域介護・福祉空間整備事業、繰越額 7 7 3 万円ですが、国からの交付金を活用したグループホーム 1 ヶ所の施設整備に対する補助金です。国からの内示が 3 月中旬となり、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、地域衛星通信ネットワーク第 3 世代システム整備事業、繰越額 6 6 7 万円は、熊本県が整備する防災情報通信回線の整備に対する負担金ですが、県の工事入札の不調により、年度内工事完了が困難となったため、本町が支払う負担金についても繰越すものです。

9 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正、変更が 1 件です。変更分の農業水利防災事業、緊急自然災害防止対策事業債は、起債の限度額を 2 0 万円減額し 1 7 0 万円とするものです。井出ノ口取水口保護工事の設計業務の事業費確定に伴い借入額を調整するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、起債のとおりであり、補正前と変更はありません。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。続きまして、一般会計の歳入から申し上げますが、5 万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承願います。

まず、総務課関係から御説明いたします。一番下です。7 款 1 項 1 目 1 節地方消費税交付税交付金 1, 8 3 2 万 8, 0 0 0 円は、交付額の確定によるものです。

次のページをお願いします。上からです。1 0 款 2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 4 1 4 万 3, 0 0 0 円につきましても、交付額の確定によるものです。

次に、1 1 款 1 項 1 目 1 節地方交付税 1 億 2, 4 0 7 万 8, 0 0 0 円は、特別交付税を計上しており、基金積立金等の財源としています。

2 0 ページ、2 1 ページをお願いします。中ほどです。1 6 款 2 項 7 目 1 節球磨川流域復興基金交付金事業等、減額の 1 8 万 3, 0 0 0 円は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金で、消防資機材等購入の事業費の確定に伴う減額となります。

次のページをお願いします。中段です。1 9 款 2 項 2 目 1 節公共施設整備基金繰入金、減額の 2, 3 9 0 万円は、繰入金充当予定でありました町道改良事業等が繰越となったことなどから取崩額を調整するものです。

次に、3 目 1 節ふるさと錦ゆかり基金繰入金、減額の 1, 2 0 0 万円は、今年度寄付額の状況や来年度以降の影響を考慮し減額するものです。

次の 2 2 款町債につきましては、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

次のページをお願いします。続きまして歳出です。まず全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では、職員給料、手当、共済費など職員人件費について不用額の調整を行っておりますので、その部分の説明については割愛させていただきます。

合わせて歳入と同様、5 万円未満の補正につきましても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承願います。

下段からです。2 款 1 項 1 目一般管理費、1 1 節役務費、減額の 1 5 0 万円は、通信運搬費で主に後納郵便料金、1 2 節委託料、減額の 4 6 万 6, 0 0 0 円は、職員健診事業や職員研修事業などの業務委託料、1 8 節負担金補助及び交付金、減額の 1 3 万円は、区長会研修補助分で、いずれも執行残の減額となります。

次のページをお願いします。上からです。2目電算管理費、10節需用費、減額の39万1,000円は印刷製本費、12節委託料、減額の19万円は、印刷機保守料の不用額の減額です。13節使用料及び賃借料、減額の350万5,000円は、ガバメントクラウド回線使用料が令和6年度は無料となったことから減額するものです。

次に、7目交通安全費10節需用費、減額の36万円は、主に交通指導員に係る消耗品、及びカーブミラー修繕の執行残となります。

次に、18節負担金補助及び交付金、減額の15万円は、安全運転支援装置補助金の不用額の減額です。

次に、8目防犯費、14節工事請負費、減額の59万5,000円は、防犯灯新設工事の執行残となります。

次に、9目財政調整基金費、24節積立金1億4,838万円は、特別交付税等を財源として現時点での余剰金を積み立てるものです。

次に、42ページ、43ページをお願いします。中段です。9款1項3目消防施設費、10節需用費、減額の185万8,000円は、AED関連の消耗品、及び防火水槽修繕工事の執行残となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明いたします。

16、17ページをお願いします。下段です。15款1項1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金、減額11万3,000円は、養育医療給付事業負担金の確定による減額です。

次のページをお願いします。2段目です。15款2項2目民生費国庫補助金863万9,000円、2節児童福祉費補助金90万9,000円のうち、子ども・子育て支援交付金190万9,000円、出産・子育て応援交付金、減額100万円は、交付決定による調整です。

下段の2段目です。16款2項2目民生費県補助金、減額48万3,000円のうち3節ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金、減額6万7,000円は、補助金確定による減額です。同項3目衛生費県補助金、減額229万6,000円のうち1節保健衛生費補助金、減額157万3,000円は、子ども医療費助成事業費補助金で、補助金確定による減額です。

次に、歳出です。26、27ページをお願いします。下段です。2款1項14目町民相談事業費、3節職員手当等、減額80万円は、時間外勤務手当で町政座談会の支出実績による不用額の減額です。

30、31ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、減額236万9,000円のうち12節委託料、減額78万3,000円、13節使用料及び賃借料117万5,000円は、予定していた業務が延期となったため減額です。

3款1項1目社会福祉総務費、減額63万5,000円のうち19節扶助費、減額12万円は、障がい者等福祉手当交付事業で、支出実績による不用額の減額です。

32、33ページをお願いします。上段の一番下の段です。同項6目給付金支給事業、減額1,049万円のうち18節負担金補助及び交付金、減額1,046万2,000円は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、実績による不用額の減額です。

3款2項1目児童福祉総務費、減額43万3,000円のうち1節報酬、減額7万7,000円は、委員報酬で子ども・子育て会議の実績による減額です。

34、35ページをお願いします。中段の下段です。4款1項3目環境衛生費、10節需用費、減額14万4,000円は印刷製本費で、ゴミ出しルール読本の作成業務の実績による減額です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。議案つづりは18、19ページをお願いします。上段です。15款2項1目総務費国庫補助金、23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、減額の2,962万4,000円は、税務課所管の給付金定額減税一体支援事業に係る交付金の減額です。歳入は以上です。

次に、歳出です。28、29ページをお願いします。上段です。2款1項23目にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金費、13節使用料及び賃借料35万円は、寄附見込み額に伴う支援サービス使用料の増額となります。

次に、40、41ページをお願いします。上段です。7款1項2目観光費、18節負担金補助及び交付金、減額の181万8,000円は、主に人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の当初予算、入力誤りによる減額となります。大変申し訳ございませんでした。

企画観光課関係の質問は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 簗田税務課長。

○税務課長（簗田 俊哉君） 税務課関係について説明いたします。

議案つづり14、15ページをお願いいたします。歳入です。1款1項1目1節町民税現年課税分1,370万7,000円、収納実績によるものです。同項2目1節法人現年課税分、減額3,470万円、確定申告によるものです。2項1目2節固定資産税滞納繰越分2,790万4,000円、収納実績によるものです。

議案つづり20、21ページをお願いいたします。16款3項1目総務費委託金、2節徴収費委託金122万6,000円は、県税徴収事務委託金決定通知によるものです。

続きまして歳出になります。議案つづり28、29ページをお願いいたします。2款1項24目給付金・定額減税一体支援事業で、内容は定額減税調整給付金支援事業になります。3節職員手当、減額16万7,000円、時間外勤務手当です。10節需用費、減額22万円のうち消耗品費6万9,000円、印刷製本費15万1,000円です。11節役務費、減額5万9,000円のうち、通信運搬費2万4,000円、口座振込手数料3万5,000円です。12節委託料、減額232万8,000円、調整給付金給付システム導入業務委託料になります。18節負担金補助及び交付金、減額687万円は定額減税調整給付金です。いずれも事業確定によるものです。

続いて、2款2項1目22節償還金利子及び割引料700万円です。町税法人分の修正申告に伴う還付金の支払いによる増額になります。

続きまして、国民健康保険税特別会計になります。62、63ページお願いいたします。歳入です。1款1項1目一般国民健康保険税、6節介護納付金滞納繰越分、減額7万1,000円です。収納実績によるものです。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳入からです。18ページ、19ページをお願いします。15款2項2目民生費国庫補助金、4節社会福祉費補助金773万円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、介護事業施設の非常用自家発電整備事業に係る補助金です。

16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、減額41万6,000円は、高齢者住宅改造助成事業費補助金で、補助金の確定によるものです。

次に歳出です。30ページ、31ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、減額63万5,000円のうち27節繰出金、減額11万6,000円は人件費補正によるものです。2目老人福祉費157万3,000円、内訳として、18節負担金補助及び交付金659万6,000円は、老人クラブ活動事業の活動実績による老人クラブ活動等事業費補助金、減額30万円と次のページをお願いします。高齢者住宅改造助成事業補助金、減額83万4,000円、介護事業施設の非常用自家発電整備補助金773万円です。27節繰出金、減額502万3,000円は、介護保険特別会計の繰出金で、人件費の補正によるものです。5目後期高齢者医療事業費、減額228万6,000円は27節繰出金で、基盤安定負担金の交付額確定によるものです。

一般会計については、以上です。

次に、国民健康保険特別会計の説明をいたします。

まず、歳入です。62ページ、63ページをお願いします。6款1項1目4節職員給与費等繰入金、減額11万6,000円は人件費補正によるものです。

7款1項2目1節その他繰越金、減額359万8,000円は、財源調整です。8款3項6目1節第三者納付金366万9,000円は、納付金決定によるものです。

次に、歳出ですが、人件費のみのため説明を省略いたします。

国民健康保険特別会計については、以上です。

次に、介護保険特別会計の説明をいたします。

まず、歳入です。76ページ、77ページをお願いします。3款1項1目介護給付費負担金1,681万1,000円、同款2項1目調整交付金512万1,000円、3目地域支援事業交付金（その他事業）、減額38万1,000円、4款1項1目介護給付費交付金、減額1,778万2,000円、2目地域支援事業支援交付金、減額74万8,000円、5款1項1目介護給付費負担金、減額973万2,000円。

次のページをお開きください。5款2項3目地域支援事業交付金（その他事業）、減額18万9,000円は、いずれも交付金決定によるものです。6款1項4目その他一般会計繰入金、減額502万3,000円は人件費補正に伴う職員給与費等繰入金の減額によるものです。8款2項1目1節第3者納付金100万5,000円は、納付金決定によるものです。歳入は以上です。

次に、歳出を説明します。次のページをお願いします。2款1項1目居宅介護サービス給付費、減額594万1,000円は18節負担金補助及び交付金で見込まれる不用額を計上するものです。

介護保険特別会計については以上です。

次に、後期高齢者医療特別会計の説明をいたします。

まず、歳入です。94ページ、95ページをお願いします。1款1項1目特別徴収保険料、減額304万4,000円と2目普通徴収保険料110万8,000円は、徴収見込みによるものです。

3款1項2目1節保健基盤安定繰入金、減額228万7,000円は、交付決定によるものです。

5款1項1目1節繰越金83万8,000円は財源調整です。歳入は以上です。

次に、歳出を説明します。次のページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療連合納付金、減額338万5,000円は18節負担金補助及び交付金で、保険基盤安定負担金の交付決定による減額228万7,000円と保険料負担金の見込みによる減額109万8,000円です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入です。議案つづり18、19ページをお願いいたします。下段になります。16款2項1目総務費県補助金、減額31万円、内訳は、18節球磨川流域復興基金交付金事業等、減額の31万円です。令和2年7月豪雨被災者等支援交付金で、林業者の森林作業道自立復旧支援事業の実績による補助金額確定に伴う減額となります。

次のページをお願いします。2段目です。4目農林水産業費県補助金、減額の107万4,000円です。主な内訳といたしまして、1節農業費補助金、熊本県農業制度資金利子補給費補助金、減額の6万4,000円、畜産振興総合対策事業費補助金、減額18万4,000円、3節林業費補助金、市町村営林道点検診断・保全整備事業補助金、減額49万5,000円、8節環境保全型農業直接支払交付金、減額31万8,000円が主な内訳になりますが、いずれも補助金額の確定に伴う減額となります。歳入は以上です。

歳出になります。36、37ページをお願いいたします。3段目です。6款1項3目農業振興費、減額の65万1,000円です。18節負担金補助及び交付金の減額になりますが、主な内訳は、備考欄285、農業制度資金利子補給事業、減額8万8,000円、307、環境保全型農業直接支払事業、減額42万5,000円、956、特産品生産スマート化展開事業、減額11万1,000円です。いずれも事業費確定に伴う減額となります。

続いて、4目畜産業費、減額の113万4,000円、内訳は、7節報償費、減額の24万円、備考欄317、畜産振興対策事業における連合品評会報償金の実績に伴う減額となります。18節負担金補助及び交付金、減額の89万4,000円、備考欄313、JA補助における家畜導入事業費補助金、減額の18万4,000円、316、酪農振興対策事業における乳用牛保留事業補助金、減額の6万円、321、優良子牛導入事業の減額65万円が内訳となりますが、いずれも事業費確定に伴う減額となります。

続いて、5目です。農地費、減額の24万4,000円、12節委託料の減額になりますが、備考欄889、農地当防災減災事業における事業費確定に伴う減額となります。

次のページをお願いいたします。10目農道整備事業費、減額の155万6,000円です。内訳は、農道維持費における12節委託料、減額の61万3,000円、備考欄351、農道維持費の入札残の減額となります。15節原材料費、減額の94万3,000円、執行見込額に伴う不用額の減額が内訳となります。

続いて、2項1目林業総務費、減額79万4,000円のうち18節負担金補助及び交付金、減額の32万円、令和2年7月豪雨災害被災者等支援交付金の事業実績に伴う補助残の減額となります。

2目林業振興費、減額203万円、12節委託料の減額です。内容は、林道作業道除草等業務残、及び林道橋点検業務の入札残に伴う不用額の減額となります。

少々飛びまして48、49ページをお願いいたします。下段になります。11款1項2目農業用施設災害復旧費、減額22万2,000円、農業用施設災害復旧費における工事請負費執行残が22万2,000円となります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

一般会計の歳入からです。18ページ、19ページをお開きください。中ほどです。15款2項3目衛生費国庫補助金、1節浄化槽設置整備事業費補助金、減額の315万9,000円は、令和3年度から令和5年度までの実績について、計画より設置基数が減少したため、計画見直しによる年度間調整のため減額するものです。

次に、16款2項3目衛生費県補助金、次のページをお開きください。2節浄化槽設置整備事業費補助金、減額の72万3,000円は、令和6年度の交付額確定による減額です。こちらは、単年度における交付額確定となります。

次に、歳出です。34ページ、35ページをお開きください。下段です。4款3項1目上水道費、27節繰出金、減額の249万円は水道事業会計における収支の状況から基準外繰出金を減額するものです。

次に、42ページ、43ページをお開きください。8款4項1目下水道費、27節繰出金、減額の513万3,000円は、下水道事業会計における収支の状況から基準外繰出金を減額するものです。次に、2目浄化槽費、負担金補助及び交付金、減額の401万5,000円は、浄化槽設置整備事業費補助金の事業費確定による執行残です。一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を御説明します。

別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。議案第44号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）になります。第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しています。それぞれ収入を339万9,000円、支出を255万7,000円減額するものです。第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で740万円、支出で824万2,000円を減額するものとなります。

次のページをお開きください。第4条で企業債の変更をしております。まずは、災害復旧事業です。起債の限度額を1,370万円から570万円に減額し800万円に変更します。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については、変更はありません。内容は、令和2年7月豪雨で被災した水無川橋に係る水道連絡管復旧工事分で、執行残を減額するものです。

次に、上水道事業です。起債の限度額を550万円から170万円減額し380万円に変更します。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については、変更はありません。内容は、原田川地区及び久保宇野の配水管布設工事分で執行残を減額するものです。

8ページをお開きください。予算実施計画明細書になります。収益的収入です。1款1項2目1節手数料8万5,000円は財源調整です。次に、3目1節受託工事収益、減額の58万6,000円は、南部農道水道管保護工事分で執行残を減額するものです。

次に、2項2目1節一般会計補助金、減額の249万円は、資金収支の状況から事業会計の料金収入などで賄うことができる見込みのため、減額するものです。次に、5目1節雑収益、減額の43万円は、木上浄水場の雷被害の修繕に係る保険金で、支給額確定によるものです。

次のページをお開きください。収益的支出です。1款1項1目原水及び浄水費、減額の10万円、次の2目配水及び給水費、減額の52万7,000円、3目総係費、減額の75万7,000円、6目受託工事費、減額の58万6,000円、2項2目消費税、減額の58万7,000円は、いずれも今年度の事業費等の確定に伴う執行残を減額するものです。

次のページをお開きください。資本的収入です。1款1項1目1節企業債、減額の740万円は、先ほど企業債で説明をしたとおりです。

次のページをお開きください。資本的支出です。1款1項1目1節水道施設整備事業、減額の824万2,000円は、企業債で説明したとおり、水無川橋橋梁連絡管添架工事外工事2件分の執行残となります。

次に、下水道事業会計補正予算を御説明します。

別冊の下水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。議案第45号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）になります。第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で84万円、支出で44万円を減額するものです。第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で61万2,000円、支出で101万2,000円を減額するものとなります。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明します。８ページをお開きください。収益的収入です。１款１項１目２節農業集落使用料５万円、次の４目１節手数料６万６,０００円は財源調整です。２項２目１節他会計補助金、減額の９０万２,０００円は、資金収支の状況から事業会計の料金収入などで賄うことができる見込みのため、減額するものです。７目１節雑収益、減額の１５万５,０００円は、平岩及び下原マンホールポンプ場の雷被害の修繕に係る保険金で、支給額確定によるものです。

次に、収益的支出です。次のページをお開きください。１款１項１目污水管渠費２７節動力費、減額の９万円、次の２項１目１節企業債利息、減額３５万円は、いずれも執行残を減額するものです。

次に、１０ページをお開きください。資本的収入です。１款２項１目１節他会計出資金、減額４８万９,０００円は、資金収支の状況から事業会計の料金収入などで賄うことができる見込みのため減額するものです。

６項１目１節国庫補助金、減額の１２万３,０００円は、マンホールポンプ取替工事分で、交付額確定によるものです。

次に支出です。次のページをお開きください。１款１項１目污水管渠建設費２５節工事請負費、減額の１０１万２,０００円は、マンホールポンプ取替工事及び公共柵設置工事の執行残によるものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出になります。４２、４３ページをお開きください。下段です。１０款１項２目事務局費、減額７９万１,０００円のうち７節報償費、減額１５万円は、一般事務費及び特別支援教育総合推進事業における講師謝金の執行残です。

次のページをお願いします。下段になります。４項１目社会教育総務費、減額１４８万３,０００円のうち、１２節委託料、減額５０万３,０００円は、文化財保護事業及び町史編さん事業費における執行残の減額です。１３節使用料及び賃借料、減額２５万１,０００円は、埋蔵文化財の試掘調査時に使用する重機借上料の執行残になります。

次のページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金、減額１１万１,０００円は、郷土芸能継承保存育成補助金の執行残で、３団体が活動休止の状況のため減額しております。次に、３目コミュニティセンター費、１２節委託料、減額２２万円は、除草剪定業務委託料の執行残の減額です。次に、５目外国青年招致事業費、８節旅費、減額２８万２,０００円は、昨年８月に帰国したＡＬＴ２名分の旅費の執行残の減額です。

次に、５項２目体育施設費、１２節委託料、減額３７万２,０００円は、除草剪定業務委託料の執行残の減額です。次に、６項１目学校給食センター費、減額１５２万７,０００円です。１０節需用費、減額１００万８,０００円、１１節役務費、減額１１万６,０００円、１３節使用料及び賃借料、減額１９万１,０００円は、いずれも学校給食センターの運営経費である燃料代、光熱水費、修繕料、各種手数料、下水道使用料の執行残の減額になります。

次のページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金、減額１０万円は、学校給食費補助の実績に基づく執行残の減額です。今年度、学校給食費補助金につきましては、決算額ベースの４,９６１万９,０００円を補助いただいたことになります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

１０番、金山議員。

○議員（１０番 金山 民幸君） １０番。税務課長にお尋ねします。１４ページの上段、町民税と固定資産税ありま

すが、先ほどの説明で、町民税の法人税につきましては、確定申告によるものという説明がありましたので、分かりましたが、次の固定資産税の滞納繰越分2,790万4,000円ですね。例年、私の間隔では四、五百万円ぐらいの収入かなと思っているんですけども、今回、2,700万円という多額の追加補正を計上されております。これは、課長はじめ職員の普段の努力の結果だろうとは思いますが、差し支えない範囲で、この増えた理由をお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 簗田税務課長。

○税務課長（簗田 俊哉君） ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらについては、令和2年の水害、並びにコロナ禍により固定資産税、現年度分の繰越がございまして、令和6年度にその分の滞納繰越分の納付がございましたので、今回、補正で対応しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。数字からして、大変貴重な自主財源といいますか、いうことと私は見ておりますので、今後とも徴収は大変だとは思いますが、鋭意努力を要望して終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。地域整備課長にお尋ねします。水道の関係で、企業債が災害復旧、水無川関係で1,370万円、当初、予定されていたのが570万円、下がったその予算の計画時点で、やっぱりそんだけ予算を組んだか、いかにやったのか、この570万円下がった原因をちょっと教えていただけませんか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

当初は、橋梁添架部分全てを単独の工事とする予定ではございましたけれども、支持金物については、上部工で対応できるということで、今回、これだけの減額、これだけじゃないんですけども、原因としてはそれもあるということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第40号令和6年度錦町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第41号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第42号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第43号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第44号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第45号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第46号

○議長（荒川 孝一君） 日程第9 議案第46号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第46号財産の取得についてでございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産の取得については、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづりは98ページをお願いします。議案第46号財産の取得について御説明いたします。

1、取得の目的、あいねっと放送用タブレット端末及びWi-Fiルーター購入、2、品名等、タブレット端末及びWi-Fiルーター各100台、3、契約の方法、随意契約、4、取得金額、861万8,500円、5、契約の相手方、所在地、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地、名称、株式会社デンソー、代表者、代表取締役社長林新之助。

今回購入しますあいねっと放送用タブレットにつきましては、現在、運用しておりますライブビジョンアプリと連携する必要があります。その保守運用につきましては、株式会社デンソーに委託しており、連携するに当たって、購入時の初期設定や購入後のサポートにつきましても、株式会社デンソーのみ可能となることから、随意契約により購入するものです。

タブレットの設置状況といたしましては、3月27日現在、1,644世帯の申込みがあり、1,632世帯の設置を完了しているところです。

これまでタブレット及びルーターを1,650台購入したところですが、追加の申込み、或いは今後の転入者等に備える必要もあることから、今回、購入するものです。

議案第46号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。タブレットですけども、これは65歳以上の高齢者世帯を対象としているわけではなかったですかね、確認ですけど。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

実際、納入当初、1,200世帯だったと思うんですけども、議員おっしゃるように、65歳以上のみの世帯という前提はございました。ただ、やはり、口コミでございましたり、色々うちも欲しいと言われる方々が随時、おられるというところから、今、1,632世帯の設置を完了したというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、特に西地区では新しい住宅、もしくは借家というか、アパートが結構建っているんですけども、ああいうところというのは、例えば、30件建ちました、30台とかじゃなくて、転入されたときに、町のほうからこういうアイテムがありますよというふうに、勧誘じゃないですけども、紹介するとか、そういうことはどういうふうに行っているんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

議員おっしゃいました、例えば、30世帯のアパートが建ったというときに、戸別戸別の転入される世帯ごとの方が転入手続に来られます。そこで、希望された方にタブレットを配付でありましたり、基本、若い世代の方であれば、担当窓口でライブビジョンですね、スマートフォンのアプリの斡旋、御紹介等を行っているような状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第46号財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第2回錦町議会臨時会を閉会します。

午前10時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

